

## 令和2年度建設工事人材育成促進事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 建設工事人材育成促進事業（以下「本事業」という。）の実施については、建設工事人材育成促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語の例による。

(知事が別に指定する職業訓練)

第3条 要綱第3条第2号に規定する知事が別に指定する職業訓練は、別表1のとおりとする。

(知事が別に定める期間)

第4条 要綱第4条第4号に規定する知事が別に定める期間は、別表2の左欄の区分に応じ、同表右欄に掲げる期間とする。

2 要綱第11条第1号に規定する知事が別に定める期間は、別表3の左欄の区分に応じ、同表右欄に掲げる期間とする。

(育成対象労働者数)

第5条 令和2年度の本事業における育成対象労働者の総数は、社内教育コースについては30人、公共職業能力開発施設活用コースについては5人とする。ただし、1事業者あたりの育成対象労働者は社内教育コースについては2人、公共職業能力開発施設活用コースについては1人までとする。

2 社内教育コースにおいて、育成対象労働者を2人申請する場合は、1人目を「甲」区分、2人目を「乙」区分として申請するものとする。

(交付申請書の必要添付書類)

第6条 要綱第8条に規定する交付申請書に添付する必要書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 育成対象労働者及び訓練担当指導者（社内教育コースのみ）の①住所、②氏名、③生年月日、④社会保険の加入、⑤雇用保険の加入が確認出来る書類（運転免許証、社会保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得届等）
- (2) 育成対象労働者及び訓練担当指導者（社内教育コースのみ）の雇用形態が確認できる書類（労働条件通知書等）の写し
- (3) 訓練実施機関への入学を証する書類等（公共職業能力開発施設活用コースのみ）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付申請書の受付期間)

第7条 要綱第9条に規定する交付申請書の受付期間は、令和2年7月1日から令和2年7月14日までとする。

2 交付申請書の受付は、先着順とする。ただし、申請のあった育成対象労働者数の合計が第5条第1項に規定する人数に達することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、当該達した日をもって受付を終了し、当該受付終了日に到着した交付申請書については、抽選により受付を行うものを決定する場合がある。

(育成対象労働者の決定)

第8条 前条の規定により受付を行ったもののうち、社内教育コースの育成対象労働者の決定については、交付申請の受付順で「甲」区分の育成対象労働者から優先して決定を行い、次いで「乙」区分の育成対象労働者を決定する。ただし、申請のあった補助金の総額が予算額に達することとなった場合には、当該達した日に受付を行ったものから抽選により決定する場合がある。

(実績報告書の必要添付書類)

第9条 要綱第14条に規定する実績報告書に添付する必要書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 交付要綱第7条第3項各号に規定する額の対象となる日の間の育成対象労働者及び訓練担当指導者(社内教育コースのみ)の出勤状況が確認できる書類(出勤簿等)の写し
- (2) 育成対象労働者及び訓練担当指導者(社内教育コースのみ)に対して交付要綱第7条第3項各号に規定する額の対象となる日の間の賃金が支払われていたことが確認できる書類(賃金台帳等)の写し
- (3) 人材育成実施状況報告書(社内教育コースのみ)
- (4) 訓練実施機関の終了(在学)を証する書類(公共職業能力開発施設活用コースのみ)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(雇用継続確認報告書の必要添付書類)

第10条 交付要綱第17条第1項に規定する雇用継続確認報告書に添付する必要書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 人材育成期間終了後の雇用継続を証する書類(出勤簿、賃金台帳等)の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

訓練実施施設	対象課程・コース
香川県立高等技術学校	(技術専門コース) <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気システム科</li> <li>・建築システム科</li> <li>・機械システム科</li> </ul>
四国職業能力開発大学校	(専門課程) <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産技術科</li> <li>・電子情報技術科</li> <li>・電気エネルギー制御科</li> <li>・住居環境課</li> </ul>

別表2（第4条第1項関係）

区分	期間
社内教育コース	令和2年9月1日（火） ～ 令和2年12月15日（火）
公共職業能力開発施設活用コース	令和2年4月1日（水） ～ 令和3年3月31日（水）

別表3（第4条第2項関係）

区分	期間
育成対象労働者向け 事前講習	県が指定する日のうち2日間
訓練担当指導者向け 事前講習	県が指定する日のうち1日間